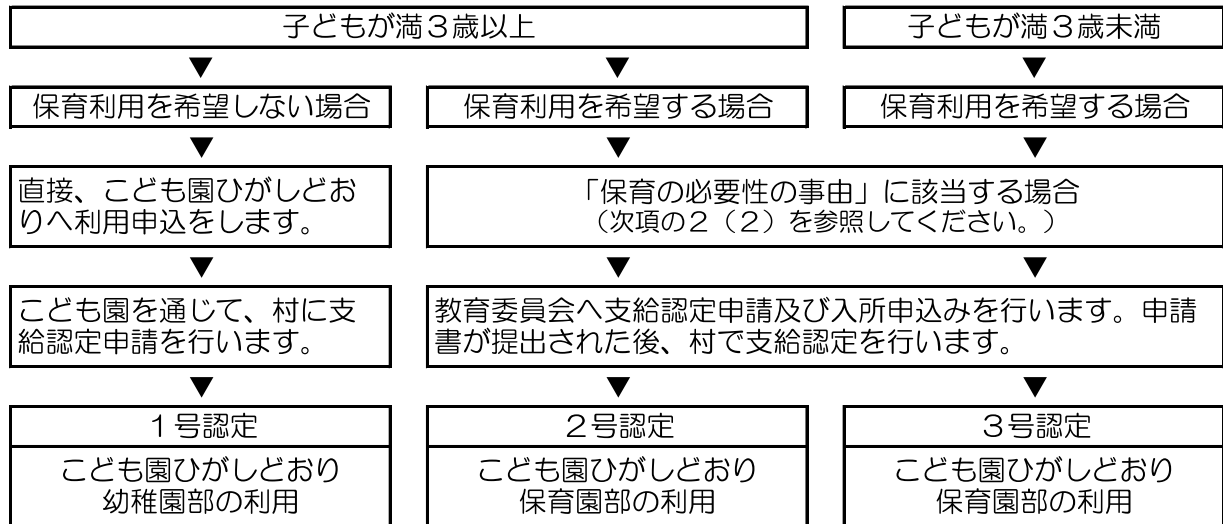


こども園ひがしどおりの利用を考えているみなさんへ
 ～来年度の入園申し込みが始まります～

1. 利用手続きの流れと支給認定

施設の利用を希望する場合、「保育の必要性」の認定（支給認定）を受ける必要があります。申請により、お子さんの年齢や保育の必要性によって3つの区分に分類された認定証が交付されますので、認定区分に基づく利用時間等により施設を利用することになります。



※2号認定、3号認定については、さらに保育の必要量も認定します。それぞれの家庭の就労状況等に応じて、保育標準時間（7：00～18：00）、保育短時間（8：30～16：30）に区分することで、利用可能な時間を設定します。

2. 入園申込みができる児童

(1) 保護者・児童が東通村に居住し、住民登録していること。

ただし、次の場合も同様に扱います。

- ①出生予定の方 ②東通村への転入を予定している方

(2) 保護者（両親）が、次のいずれかの理由で家庭での保育が困難であること。

- ①就労 ②妊娠・出産 ③疾病等 ④介護 ⑤災害等 ⑥求職 ⑦就学等
- ⑧虐待・暴力 ⑨育児休業中の継続在園

3. 申込手続き

(1) 申込期間 平成29年12月11日（月）～平成30年1月31日（水）

(2) 申込場所 東通村教育委員会、こども園ひがしどおり

- ※ 1) 今年度、すでに支給認定を受け、「こども園ひがしどおり」を利用している児童については、後日、必要書類を配布します。
- ※ 2) 年度途中の入園を希望する場合も必ず申し込みをしてください。
- ※ 3) こども園ひがしどおり以外の保育所や幼稚園等の利用を希望する場合は、担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

教育委員会教育総務課 坂下 ☎0175-27-2111（内線372）

こども園ひがしどおり ☎0175-31-0201

